

浜中町立茶内中学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒及び教職員相互の温かな人間関係を築く取組を行う。
- (3) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめの未然防止、早期発見、早期解消のために様々な手段を講じる。
- (5) いじめ早期解消のために、当該生徒の安全を保障するとともに、保護者、地域、関係機関と連携を深め、解決に努める。

2. いじめ防止のための対策の基本となる事項

- (1) 未然防止のための基本的施策
 - ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気を持った学級づくりに努める。
 - ②楽しくわかる授業を推進し、生徒の達成感・成就感を育てる。
 - ③情報交流やいじめアンケートの実施、また教育相談、QUの結果分析を活用する。
 - ④警察署等に配置されるスクールサポーターと連携を図る。（学校・警察連絡員担当）
 - ⑤道徳の時間を要として、様々な資料を活用し、規範意識を育む。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動を推進する。
 - ①生徒指導の機能を生かした、一人一人が活躍できる学習活動を充実させる。
 - ②対人関係に関する体験的な活動の充実を図る。
 - ③キャリアステップ学習を計画的に実施することにより自己肯定感を育成する。
 - ④生徒が主体的に活動する中で、いじめ防止の取組を進める。（ありがとうの木）

3. いじめの早期発見、早期解消のための取組

- (0) いじめ解消の二条件
 - ①いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3カ月間
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- (1) いじめの早期発見のための措置
 - ①「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、生徒を多くの教員で見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない。

- ②年度当初に生徒理解研修を行い、共通理解に努め、生徒の小さな変化を見逃さない体制づくりに努める。
 - ③変化が生じた生徒がいる場合には、気づいたことを共有する場を設けて共通認識に立つ。
 - ④教育相談週間を年2回程度実施する他、ミニ相談やチャンス相談等、教師が積極的に働きかけを行い、安心感を持たせるとともに問題の有無を確認する。
- (2) いじめの早期解消のための取組
- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ②組織的な対応のもとで情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考える。いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③「いじめは加害者がいなければおこらない」。加害行為によって傷ついているのは被害者だけではなく、加害者本人も同様である。加害者本人の心の安定を図る指導も行う。
 - ④傍観者の立場にいる生徒もいじめているのと同様であることを指導し、いじめをしない、させない、ゆるさない感性と対人関係力を育て、温かな学級風土を醸成する。
 - ⑤学校内だけではなく、必要に応じて関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
 - ⑥いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。警察では重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該生徒又はその保護者が犯罪行為として扱うことを求めるときは、被害の届出を即時受理することとしていることから、学校は警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。また、犯罪行為には該当しなくとも警察による注意・説諭等が効果的と認められるいじめ事案は、情報共有、相談・通報に係る協定などの締結・見直し等を進める。
 - ⑦被害（加害）生徒の心の傷をケアするために、SC・SSWと連携して適切なアセスメントを行っていく。
 - ⑧加害生徒に対するアセスメント（や指導・支援）を行う法務少年支援センター等の活用や、加害生徒の健全育成を図るためのカウンセリングや注意・説諭が期待できる少年サポートセンター、警察署等の警察機関との連携を行うことも考えられる。
 - ⑩加害生徒への指導支援においては、保護者の協力が不可欠であり、学校と保護者が協働で、成長支援という視点を持ちながら当該児童生徒への指導支援を行う。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ①被害生徒の保護者に対しては、いじめの事実が確認された場合、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、被害生徒を徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去し、学校の今後の対応について合意形成を図る。
 - ②加害生徒の保護者については、迅速に保護者に連絡し、いじめの事実を正確に説明すること。
 - ③家庭との連携をいつも以上に密にし、事実関係を正確に保護者に伝え、学校の取組状況や家庭の対応について協議し、連携して指導を進める。
 - ④行為の重大性を考慮し、教育委員会及び警察等とも連携して対処する。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ①生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラルの研修会を行う。
 - ②SNSやオンラインゲームなどでのいじめについては、契約者である保護者の協力が必須であり、学校と保護者は、協働して対応に当たる。
 - ③ネットパトロールを定期的に行い、早期発見・早期解消できる校内体制を整える。

4. いじめ問題に取り組むための組織

- (1) 生徒指導部会
問題傾向や不登校傾向を有する生徒について、情報の交換（現状や指導内容）や共通実践についての話し合いを行う。
- (2) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ・問題行動生徒対策委員会」の設置
 - ①構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当生徒所属の担任、特支コーディネーター
 - ②活 動 ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
イ いじめ防止に関すること
ウ いじめ事案に対する対応に関すること
エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること
 - ③ 2カ月に1回の頻度で定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。
 - ④生徒理解・支援シートで情報共有を図り、全教職員へ周知すること。
- (3) 学校・警察連絡員担当者 教頭又は生徒指導主事

5. 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、浜中町教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 浜中町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 学校評価に おける留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する処置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に事項の取組を評価する。

- (1) 維持委目の早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること